# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 （平成二十三年厚生労働省令第百十二号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

###### 一

次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。

###### 二

次のいずれにも該当する市町村であること。

# 附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）

この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

##### ４

前々年の三月三十一日がこの省令の施行の日前である場合における地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の指定に係る基準については、第十六条の規定による改正後の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成三〇年四月二六日厚生労働省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年七月一〇日厚生労働省令第二五号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。